

保育を必要とする事由	保育を受けられる時間
(1) ひと月に64時間以上（1日4時間以上かつ月16日以上）、仕事をしている。	就労証明書 （自営・農業の方は別途添付書類）
(2) 妊娠中であるか、産後間もない（出産予定月とその前後2ヶ月、最長5ヶ月間の入園が可能）。	申立書、母子手帳の写し （表紙と分娩予定日のページ）
(3) 疾病または負傷している。精神または身体に障がいがある。	申立書、診断書、 障害者手帳の写し等
(4) 同居の親族（長期間入院している親族を含む）を、常時、介護または看護している。	看護・介護申告書
(5) 震災、風水害、火災、その他の災害復旧にあっている。	申立書、罹災証明書等
(6) 求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている（ <u>入園後3ヶ月以内に就労することが必要</u> ）。	就労予定申立書
(7) 就学している（職業訓練等を含む）。	申立書、在学証明書または 学生証の写し
(8) 児童虐待、またはDVのおそれがある。	申立書
(9) その他、上記(1)～(9)に類するものとして、教育長が認める場合。	申立書等

※令和7年4月より、就労要件の「1日4時間以上かつひと月16日以上」を撤廃し、「ひと月に64時間以上」に変更になります。

4月以降分の申請をする際は、ご確認をお願いいたします。